

第1回盛岡市宿泊税検討委員会結果

日時：令和6年11月29日（金）9時30分

場所：盛岡市役所本庁舎別館403会議室

1 開会

2 委員長の選任

盛岡市観光審議会条例施行規則第3条の規定により三好委員を委員長に選任

3 検討事項

(1) 盛岡市における宿泊税の導入について

事務局から説明を行い、議長（三好委員長）から委員に質疑、意見等を求めた。

・委員長

宿泊税の収入見込みであるが、仮に盛岡市で一律200円の宿泊税を徴収した場合、2億円程度の税収になると聞いたが、そのイメージでよろしいか。

・事務局

資料2 ページ(2) 盛岡市の宿泊観光客数の状況のとおり令和5年の年間宿泊観光客数は約107万人であり、この人数に税額や税率を掛けたものが年間の税収見込みとなる。仮に一律で200円を徴収する場合は、大まかには年間2億円程度の税収となると見込んでいる。

・委員

宿泊観光客数について、県内からの宿泊者と県外の宿泊者はおよそどのような割合になっているか。

・事務局

およそであるが、令和5年度の宿泊者数では県内が23%、県外が77%である。

・委員

以前山形にいた際は、半々まではいかなくとも、かなり県内からの宿泊者割合が高かったが、盛岡は県外からの割合が高いのだと認識した。

・委員長

宿泊客数の関係で、宿泊者数のうち修学旅行生の割合のデータはあるか。先行自治体には修学旅行生を免税事項にしている自治体もあるようだが。

・事務局

教育旅行入込数については、令和5年度は50,672人というデータがあるが、施設などの利用者数等も含む数字で、盛岡市内の施設を利用し他自治体へ宿泊する例もあるため、宿泊してい

るかどうかまではわからない状況である。

・委員

人口減に伴う税収減は盛岡市に限らず全国的な傾向であると思うが、資料によれば市の観光関連予算は約4億円ということであるが、市全体の予算額はおよそ1,200億円であると思うが、観光が重要であるとの認識の割に予算額全体に比べるとそこまで比率が高くないと感じるが基本的な認識はいかがか。

・事務局

確かに全体に占める割合は0.3～0.4%程度となっているが、市税による税収は予算額のおよそ全体の3分の1（およそ400億円）という状況であり、その他の収入は国からの交付金等である。また、観光費に関しては、各自治体・団体等が予算を出し合って事業を行う負担金も多く含まれており、実際の事業規模はもっと大きくなる。

・委員

実質的な予算の分母は400億程度と認識すればよいことを理解した。

・委員

温泉地では既に入湯税を徴収しており、そことのバランスも考慮する必要があると考える。後で良いので、宿泊税の先行導入自治体が入湯税をいくくらい徴収しているか、またどのような非課税事項を設定しているかについての参考資料と現在の盛岡の状況も教えて欲しい。

・委員

資料2ページの宿泊観光客数であるが、この数字は係数を掛けて算出した観光客数の数字であると思うが、特に市街地のホテルについてはビジネス客も多くおり、宿泊税の課税に当たっては実際の宿泊人数ベースで課税することになると思うので、恐らく130万人くらいになるのではないかと感じる。今後、宿泊税による税収見込みを推計する上では説得力のある実数の方を出した方が良いのではないかと感じる。

また、資料14ページにあるとおり先行自治体は3年または5年程度毎に制度の見直しを行っており、盛岡市も同様に見直し規定を設けるものと思われるが、その際は制度内容だけではなく廃止も含めて検討できるようにした方が良いと思う。宿泊事業者の中には宿泊税導入による影響を心配する声もある。また、宿泊業界とすれば、導入してみて始めてわかる負担や大変さもあるのではないかと考えている。市から宿泊税導入検討の説明があり、事業者間でも感想などを聞いたりしているが、クレジット決済に係る手数料の負担や、宿泊税の領収書が欲しいといわれた時の手間などの負担についての声を聞く。宿泊税を導入することで生じる人件費への手当や、宿泊税の導入後に出てきた課題への対応も含めてしっかり検討して欲しい。

・委員

既に宿泊税の徴収を開始している先行自治体がいくつかあるが、東京や大阪などは参考にはならないとしても、既に導入した自治体にどのような課題があるのかを洗い出してもらえるとイメージが湧くと思う。次回以降に例を示してほしい。

・委員

東北で既に検討開始している自治体の状況であるが、税額は大体どのくらいになっているのか。

・事務局

仙台・宮城については資料P18のとおり宮城県全体として300円、仙台市については300円のうち200円が仙台市分という状況であり、弘前市は一律200円という内容で宿泊税検討員会から市長への答申を行っている。秋田市も検討中であるが、税額の情報はまだ出てきていない。

・委員

資料12ページの外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除事項はどのように確認すればよいのか。

・事務局

現場レベルでの対応は把握していないので、後ほど先行自治体に確認することとする。

・委員

関連して、免税点や課税免除事項についてであるが、免税点を設けたり、税額を段階的な設定にする、あるいは修学旅行生などを課税免除対象とする場合には、宿泊事業者の現場に大きな負担が生じるということをしっかり認識して欲しい。もし免税者を設定するのであれば、現実的ではないのかもしれないが、一旦全員から全額徴収し、市から後還付する方法もあるかもしれない。免税客体であるかどうかを巡ってフロントでトラブルになったりするケースもあるかもしれない。宿泊者が免税許可証みたいなものを持っていれば分かりやすいかもしれないが、いずれにしても、例外を設けるということは現場の人間からすれば判断に苦しむ可能性がある。修学旅行などの免税に関しても後から判明したケースはどうなるのかなどの懸念もあり得る。

・委員長

委員の意見に関連するが、免税点を設けた場合は、割引後やクーポン適応後の金額に対して課税するのかなどの検討も必要と思われる。

・委員

15ページに宿泊税の使途に関する資料があり、盛岡市における宿泊税の使途も今後本委員会でも審議していく事項だと認識しているが、その際に使途のバランスも大切だと思うが、盛岡

市が何をを目指したいのか目玉みたいなものを据えて議論していった方が、具体的なものが見えてくるのではないかとと思われる。

・委員

盛岡ホテル協議会は、駅前や市街地を中心として23の施設が加入しているが、特徴的なのは全国チェーンのホテルも含まれ、それらが力を合わせて業界を盛り上げ、地域貢献果たそうという枠組みであり全国的にも珍しい。7月に行われた宿泊事業者説明会以降、打ち合わせの場などで宿泊税が話題となることがあるが、その際に話が多岐に渡り、導入した場合にフロントではどういう対応をするのかという話から、市としては宿泊税をどのように活用するのかといった広い話まである。議論もなかなかまとまらない部分もある。そういった中で、この導入に向けた話し合いの中で、まず、一番大事なのは納税者である宿泊者の皆さんであるし、それから、特別徴収義務者として、現場での対応を行う宿泊事業者の人的負担や費用の負担の懸念があると思う。これらの負担・懸念を払拭するには、やはり良い効果がもたらされない限りは納得が得られないだろう。お客さんも、宿泊税を払うけれども、それによってまちの観光が盛り上がって、いいまちにもう一度来たいと思える、ホテル側も、色々大変ではあるけれど、これによってリピータが増えたとかそういった良い効果がもたらされないと思えないと思う。宿泊税を単に減収していくものの穴埋めに使っていくと、現状維持かあるいはそれ以下かという結果になってしまう。ぜひ徴収した宿泊税の使い道を検討するにあたっては、実際に徴収事務を担う宿泊事業者にもしっかりと恩恵があるような、意見が反映されるような進め方をしたい。

・委員

宿泊税を導入した際に、市としてどういうことに重点的に取り組みたいといったものはあるか。

・事務局

現在、来年度（令和7年度）から5年間を計画期間とする第5期観光推進計画を策定中である。その計画のアクションプランの中で、宿泊税活用事業として何を推進していくかというのは、これから本委員会で検討していくことになる。一度に数千人規模の宿泊客を盛岡に呼べるMICEの拡充は有効だと考えている。

・委員

関連して、宿泊税の使途としては、やはり盛岡の宿泊客の増加に繋がるということが大前提なので、そのような事業に活用して欲しい。

・事務局

おっしゃるとおり、宿泊客が増えるということは、飲食や土産の購入等も含めて地域経済の好循環につながっていくものと考えている。

・事務局

旅行業界ということで委員に伺いたいのだが、宿泊税が導入された自治体が、観光客から宿泊を敬遠されるのではないかと懸念の声も聞くが、全国的な状況も踏まえ把握されていることがあれば教えていただきたい。

・委員

実際のところそのような声は少ない。個人旅行・団体旅行共に取り扱っているが、すでに導入している自治体においても、宿泊税の使い道についてはある程度理解が得られているようだ。宿泊税は県や市など様々自治体で導入が進められている状況であり、そこに関しては心配しなくてよいと考えられる。宿泊税が導入されたから盛岡に来なくなるということは、稀にあるのかもしれないが、そこは大きな問題ではないかなと思われる。

・委員

先行自治体の中で、観光誘致に特化した観光DMOやDMCがある自治体はどれくらいあるか。また、宿泊税の財源の使途として、あるいは今後の盛岡市の体制として、DMOなどを検討することはあるか。

・事務局

先行自治体におけるDMO等の状況は後ほど確認してお示しする。DMO・DMCは全国で導入や検討が進んでおり、様々な観光施策展開の可能性などがあるものと認識している。現状盛岡市においては、どこまでの範囲をどう進めていくのか、実際の受け皿はどうするのかなど、クリアしなければならない課題があり、具体的検討までは至っていないのが実情である。他自治体での現状等も含め、今後も引き続き検討していきたい。

・委員

泊まった人は宿泊税を経費として処理すると思われるが、入湯税や消費税とは別に管理する必要がある、インボイスでも分けなければならないと思われる。そこは面倒である。

・委員長

宿泊事業者へは説明会を開催したりなどしているようだが、観光客向けにはアンケートなどどのように実施していくか見通しを教えて欲しい。

・事務局

宿泊観光客に対して、QRコードの読み取りからアンケートフォームにより実施する予定で、盛岡市がどのようなまちになることで来訪したくなるのかや、そのための宿泊税の負担感等を調査項目とする。

・委員長

来訪目的は観光だけでなくビジネスなどの宿泊客からもアンケートをとるのか。

・事務局

ビジネス利用等の宿泊客も含めて、来訪目的も含めて調査を行う予定である。

・事務局

本日の新聞記事によると、沖縄県が定率制による宿泊税を検討しているとのことであるが、これまでの先行自治体の例では、ほとんどが定額制を採用しており、宿泊事業者の皆さんへ定率制と定額制のどちらが良いのか尋ねると、おそらく定額制と回答する事業者が多いと思われるが、いかがか。

・委員

おっしゃるとおりで、できれば一定額未満には課税しないという免税点は無しにして欲しい。免税点を設けた場合、そのラインにもよるが、恐らく宿泊単価を安くする事業者が多く出てくるのではないと思われる。例えば免税点を6,000円に設定すると、宿泊単価を5,999円に設定するというようなことが出てくるとと思われる。

・事務局

先行自治体である長崎市においても、宿泊税額に合わせて宿泊単価を調整する事業者が多かったと伺っている。

・委員

先ほど先行自治体における入湯税の状況の調査を依頼したが、既に入湯税を導入している温泉地においては、入湯税の非課税事項もあり、できれば宿泊税も入湯税の非課税事項と同じように取り扱えると事務負担は軽くなる。入湯税の非課税事項についても市街地のホテルにそのノウハウを共有するということもできるかもしれない。

・事務局

実際に導入するとなった場合に、受付対応も含めた対応や、消費税や入湯税の他に宿泊税も徴収することに伴う支払システムの改修など、どのような影響が想定されるか。

・委員

予約管理等を行うPMSと呼ばれるシステムは基本的には改修しなければならない。メジャー企業が開発したクラウド型のシステムならば、オプション対応になるか、既に機能が備わっている場合もある。

・委員

既存のOTA（オンライン予約システム）にぶら下がるフリーソフトのような形で運用して

いるケースもあり、事業者によって様々である。宿泊税の議題とは離れるが、PMSについては、軽減税率やインボイスの対応など、もっと煩雑で難しい制度にも今後対応していかなければならない。宿泊税のことだけに過剰に反応する事業者もいるのかもしれないが、実際には決まってしまうと、おそらくどの事業者もやらざるを得ないと思う。軽減税率など、もっと面倒な他の対応もある。宿泊税に関しては、導入が決まってそれに係る補助も出るとなれば、断固反対するような事業者はあまりいないと思われる。

・委員

フロント会計システムが、買い取りでずっと使っているものかクラウド型を通じたものかによっても異なると思うが、例えば入湯税の場合は既にシステムにその機能がある状況。宿泊税についても既に多くの自治体で導入・検討が進んでいる状況であるため、恐らくクラウド型のシステムであれば、既に機能が備わっていると思われる。

・委員長

委員からOTAの話が出たが、OTAに関連して宿泊事業者サイドとして不安に感じていることなどはあるか。

・委員

都内への宿泊の際などは、既に我々も宿泊税を支払っている立場であるが、仮に宿泊税200円を導入したとして、宿泊料金が10,000円だとすると、宿泊客は10,200円をオンライン決済することとなり、その分の手数料は事業者が負担しなければならないのではないかと考えている。

・委員

OTAの手数料はおよそ9～10%程度であり、その分は事業者の負担となってしまう。

・委員

入湯税も、OTAでの予約は、既に一緒に手数料を負担している状況である。

・委員

街中のホテルにおけるOTA予約の割合は約8割程度に達しており、その8割のうち約半分程度がOTA内での事前決済である。宿泊税を導入した場合、宿泊税をOTAの予約料金に含めて徴収するのか、別途現金で徴収するのかという選択が出てくるであろうし、それだけでなく、宿泊税の項目に対する領収書を発行しなければならない。実際に積み上げると手間や人件費がかかる。導入となれば、手数料や人件費などそれに見合う補助や還付金を検討して欲しい。

・委員長

自分も、一宿泊者として福岡に泊まった際に、宿泊料金は事前決済していたが、フロントで200円の宿泊税分だけ支払ったことがある。そういったことからフロントでのオペレーションの負担や宿泊者の負担等も生じると思うので、そういった負担も考慮していく必要があると

感じる。

4 閉 会

以上